

令和3年度から適用される税制改正

◆ 基礎控除の見直し

- ① 基礎控除額が 10 万円引き上げられます。
- ② 合計所得金額が 2,400 万円を超える場合、その合計所得金額に応じて控除額が逡減します。合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は、基礎控除の適用がなくなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400 万円以下	33 万円 (所得制限なし)	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		15 万円
2,500 万円超		適用なし

◆ 給与所得控除の見直し

- ① 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- ② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円(改正前:1,000 万円)、その上限額が 195 万円(改正前:220 万円)にそれぞれ引き下げられます。

・改正前(令和 2 年度まで)

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	
～650,999 円	0 円	
651,000～1,618,999 円	給与等の収入金額の合計額から 650,000 円を 控除した額	
1,619,000～1,619,999 円	969,000 円	
1,620,000～1,621,999 円	970,000 円	
1,622,000～1,623,999 円	972,000 円	
1,624,000～1,627,999 円	974,000 円	
1,628,000～1,799,999 円	収入金額÷4	A×2.4
1,800,000～3,599,999 円	(千円未満切捨て)	A×2.8-180,000 円
3,600,000～6,599,999 円	算出金額:A	A×3.2-540,000 円
6,600,000～9,999,999 円	収入金額×0.9-1,200,000 円	
10,000,000 円以上	収入金額-2,200,000 円	

・改正後（令和 3 年度以降）

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	
～550,999 円	0 円	
551,000～1,618,999 円	給与等の収入金額の合計額から 550,000 円を 控除した額	
1,619,000～1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000～1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000～1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000～1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000～1,799,999 円	収入金額÷4	$A \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000～3,599,999 円	(千円未満切捨て)	$A \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000～6,599,999 円		$A \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000～8,499,999 円	収入金額×0.9－1,100,000 円	
8,500,000 円以上	収入金額－1,950,000 円	

＜例＞改正前と改正後の市県民税の計算例（給与収入が 300 万円、基礎控除のみの場合）

	改正前	改正後	比較
給与の収入金額	3,000,000 円	3,000,000 円	±0 円
給与所得金額	1,920,000 円	2,020,000 円	+100,000 円
基礎控除	330,000 円	430,000 円	+100,000 円
市県民税（年額）	162,000 円	162,000 円	±0 円

改正後は給与所得控除額が 10 万円引き下げられることにより、改正前と同じ収入金額でも所得金額が 10 万円上がることとなります。ただし、同時に基礎控除が 10 万円引き上げられるため、給与等の収入金額と所得控除の内容に変更がなければ市県民税の金額は改正後も変わりません。

◆ 所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- ① 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合、給与所得の金額から※**所得金額調整控除額**を控除することができます。
- ア. 本人が特別障害者に該当する
 - イ. 23 歳未満の扶養親族を有する
 - ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

※**所得金額調整控除額**＝（給与等の収入金額（上限：1,000 万円）－850 万円）×10％

② 給与収入と公的年金等の双方があるもの

給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額 10 万円を超える場合は給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除

所得金額調整控除額＝

給与所得控除後の給与等の金額(上限 10 万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限 10 万円)－10 万円

※①と②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。

◆ 公的年金控除の見直し

- ① 公的年金控除が一律 10 万円引き下げられます。
- ② 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額の上限が 195.5 万円となります。
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合には一律 10 万円を、2,000 万円を超える場合には一律 20 万円を、それぞれ上記①②の見直し後の公的年金控除額から引き下げることになります。

公的年金控除額					
年齢 区分	公的年金等の 収入金額の合計 (A)	改正前	改正後		
			公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		区分なし	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳 未満	130 万円以下	70 万円	60 万円	50 万円	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	(A) × 0.25+ 37 万 5 千円	(A) × 0.25+ 27 万 5 千円	(A) × 0.25+ 17 万 5 千円	(A) × 0.25+ 7 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	(A) × 0.15+ 78 万 5 千円	(A) × 0.15+ 68 万 5 千円	(A) × 0.15+ 58 万 5 千円	(A) × 0.15+ 48 万 5 千円
	770 万円超 1,000 円以下	(A) × 0.05+ 155 万 5 千円	(A) × 0.05+ 145 万 5 千円	(A) × 0.05+ 135 万 5 千円	(A) × 0.05+ 125 万 5 千円
	1,000 万円超		195 万 5 千円	185 万 5 千円	175 万 5 千円
65 歳 以上	330 万円以下	120 万円	110 万円	100 万円	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A) × 0.25+ 37 万 5 千円	(A) × 0.25+ 27 万 5 千円	(A) × 0.25+ 17 万 5 千円	(A) × 0.25+ 7 万 5 千円
	410 万円超 770 万円以下	(A) × 0.15+ 78 万 5 千円	(A) × 0.15+ 68 万 5 千円	(A) × 0.15+ 58 万 5 千円	(A) × 0.15+ 48 万 5 千円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A) × 0.05+ 155 万 5 千円	(A) × 0.05+ 145 万 5 千円	(A) × 0.05+ 135 万 5 千円	(A) × 0.05+ 125 万 5 千円
	1,000 万円超		195 万 5 千円	185 万 5 千円	175 万 5 千円

◆ 非課税基準、扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

要件等		改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件		38 万円以下	48 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件		38 万円超え 123 万円以下	48 万円超 133 万円以下
勤労学生の合計所得金額要件		65 万円以下	75 万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額		65 万円	55 万円
ひとり親に係る生計を一にする子の総所得金額等要件		38 万円	48 万円以下
障害者、未成年者、寡婦及びひとり親に対する非課税措置の合計所得金額要件		125 万円以下	135 万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額(非課税となる方)	同一生計配偶者又は扶養親族を有しない方	28 万円	38 万円
	同一生計配偶者又は扶養親族を有する方	28 万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+16 万 8 千円	28 万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+26 万 8 千円
所得割の非課税限度額の合計所得金額(均等割のみ課税される方)	同一生計配偶者又は扶養親族を有しない方	35 万円	45 万円
	同一生計配偶者又は扶養親族を有する方	35 万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+32 万円	35 万円×(同一生計配偶者+扶養親族+本人)+42 万円

◆ 調整控除の見直し

合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除が適用されなくなります。

◆ ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正

全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が 48 万円以下)を有する「寡婦・寡夫・新たに控除対象となる未婚のひとり親」に対して、同一の「ひとり親控除」(控除額 30 万円)が適用されます。

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除(控除額 26 万円)が適用されますが、ひとり親控除・寡婦控除ともに、所得制限(合計所得金額が 500 万円以下)が設けられます。※ひとり親控除・寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」などの記載がある方は対象外となります。

【改正後の市県民税における所得控除額】※黄色部分が変更点

本人が女性	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
	本人所得		～500 万円	500 万円～	～500 万円	500 万円～	～500 万円	
	扶養親族	有	子	30 万円	26 万円→無	30 万円	26 万円→無	無→30 万円
			子以外	26 万円	26 万円→無	26 万円	26 万円→無	無
	無		26 万円	無	無	無	無	

寡婦控除

ひとり親控除

本人が男性	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
	本人所得		～500 万円	500 万円～	～500 万円	500 万円～	～500 万円	
	扶養親族	有	子	26→30 万円	無	26→30 万円	無	無→30 万円
			子以外	無	無	無	無	無
		無	無	無	無	無	無	無

◆ 住宅ローン控除(居住開始日の延長)

消費税増税に伴う対応として、消費税 10%が適用される住宅取得等について、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までに居住の用に供した場合に、住宅ローン控除の適用期間が 10 年から 13 年に延長されています。

これについては、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設工事の遅延等への対策として、令和 2 年 12 月 31 日までに居住開始できなかった場合でも、次に掲げる要件をすべて満たす場合は控除期間の延長が適用されます。

＜適用要件＞

- ・新型コロナウイルス感染症の影響によって、新築した住宅等への居住開始が遅れたこと
- ・一定の期間(新築の場合は令和 2 年 9 月末、中古住宅や増改築等の場合は令和 2 年 11 月末)までに住宅等に係る契約を行っていること
- ・令和 3 年 12 月末までに新築した住宅等に居住開始していること